

1. 基本情報						
事務事業コード	0108010202030101	事務事業名	建築物耐震改修促進事業	担当部	建設部	
				担当課	建築指導課	
政策名	02	くらし(みどりあふれる快適で暮らし続けたいまちづくり)		担当課長	谷口 比寿志	
施策名	03	快適生活の基盤づくりの推進		グループ	建築審査グループ	
基本事業名	01	良質な住環境の整備		内線番号	2842	
予算科目	会計	一般会計		事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 H 23 年度～) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度(~)	
	款	08 土木費			関係法令・条例等 建築物の耐震改修の促進に関する法律ほか	
	項	01 土木管理費				
	目	02 建築指導費				
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	霧島市建築物耐震改修促進計画	

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)

「建築物の耐震改修の促進に関する法律(以下「耐震改修促進法」)に基づき、現行の耐震基準が施行される前に建築された建築物の耐震診断・改修を促進する。
 具体的には、市民に対して建築物の耐震性確保についての啓発を図ると共に、木造住宅及び耐震診断が義務付けられた大規模建築物の耐震診断・改修等を行う所有者等に対して、その費用の一部を補助する。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア 耐震診断を実施した建物	件	0	5	0	5	5
イ 耐震設計を実施した建物	件	0	5	0	5	5
ウ 耐震改修を実施した建物	件	0	3	1	5	5

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア 耐震性能の無い建物	耐震診断の申請件数	件	0	5	0	5	5
イ 耐震性能の無い建物	耐震設計の申請件数	件	0	5	0	5	5
ウ 耐震性能の無い建物	耐震改修の申請件数	件	0	3	1	5	5

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (実績)	31年度 (目標)	2020年度 (目標)
ア 耐震診断がなされる	補助金の交付件数(耐震診断)	件	0.0	5.0	0.0	5.0	5.0
イ 耐震設計がなされる	補助金の交付件数(耐震設計)	件	0	5	0	5	5
ウ 耐震改修がなされる	補助金の交付件数(耐震改修)	件	0	3	1	5	5

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

市営住宅の既存ストックの有効活用・改善等や老朽化住宅の除去を推進するとともに、現行の耐震基準が施行される前に建築された建築物の耐震化及び有害な吹付けアスベストの分析調査への支援等を通じ、住環境の安全性の向上に努めます。
 また、麓第一地区、浜之市地区及び隼人駅東地区における土地区画整理事業については、早期完成を目指します。
 さらに、下水道認可区域については、計画的な下水道整備を推進し、供用開始区域の接続率の向上を目指します。

3. 事務事業の環境変化・市民意見等 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)		4. 事業費の推移		単位	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (決算)	31年度 (予算)	2020年度 (計画)	
国が住宅や多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成32年までに95%とする目標を定めているほか、平成28年度策定の県生活基本計画において、耐震性能不足の住宅を平成37年までに概ね解消するという目標を掲げている。特に平成28年にあった熊本地震後は、避難施設等特定建築物の耐震性能向上に関する議論が増えている。	投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	51,496	3,155	85,707	100,397
				県支出金	千円	0	25,297	1,531	41,353	23,578
				地方債	千円	0	0	0	0	
				その他	千円	0	0	0	0	
				一般財源	千円	0	26,203	1,625	40,215	76,839
				事業費	千円	0	102,996	6,311	167,275	200,814

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成30年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
<ul style="list-style-type: none"> 消防フェスタへの参加を通して、建築物の耐震性確保に関する啓発を行った。 要緊急安全確認大規模建築物の耐震補強設計が完了し、耐震改修工事について1件、補助金交付を決定した。 木造住宅の改修工事に対する補助を1件行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 消防フェスタに参加し耐震に関する広報活動に努めたことにより、多くの市民が建築物の耐震性に関する理解を深めた。 本市における要緊急安全確認大規模建築物の補強設計が完了し、耐震改修工事について、1施設1棟着手することができた。 木造住宅の改修工事を1棟実施し、耐震化が図られた。

事務事業 コード	0108010202030101	事務 事業名	建築物耐震改修促進事業	担当部	建設部
				担当課	建築指導課

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的 妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	木造住宅、大規模建築物に対して耐震診断や耐震改修がなされることは、ゆとりある住宅等を確保できることに結びついている。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	耐震改修促進法では、住宅や多くの人が利用する建築物の耐震化率を、少なくとも95%以上とすることを目標として定められている。
B 有効性	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	今以上の普及啓発を行うことにより市民の関心が高まり、耐震診断及び耐震改修工事の促進が期待できる。
	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	廃止・休止すると、安心安全な地域形成を阻害するほか、国が示す耐震化率95%の目標を達成できなくなる。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
C 効率性	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	社会資本整備総合交付金制度に基づき行っており、削減できない。
	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	必要最小限の作業量であるためこれ以上削減できない。
D 公平性	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	法律に定められた建物が対象であり、補助率も一定であるため、受益の機会及び負担は公平・公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性					
		継続					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 平成31年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	○						
(3) 2020年度の方向性(具体的な取組)	霧島市耐震改修促進計画を策定(改定)し、その計画に基づき、大規模建築物耐震改修については、補強設計に着手していない所有者等に対して、平成31年度内に着実に補強設計に着手するよう求めていくほか、木造住宅耐震診断・改修工事については、一層の周知を図る。 本計画に定めた目標の達成に向けて、特に住宅の耐震化を加速的に促進するため、具体的な行動計画として「霧島市住宅耐震化緊急促進アクションプログラム」を策定し、毎年度達成状況を把握、検証、公表しながら取り組む。						

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							

1. 基本情報						
事務事業コード	0108010202040401	事務事業名	空家等対策事業	担当部	建設部	
				担当課	建築指導課	
政策名	02	くらし(みどりあふれる快適暮らし続けたいまちづくり)		担当課長	谷口 比寿志	
施策名	04	地域特性に応じた魅力ある空間の形成		グループ	建築指導グループ	
基本事業名	04	空き家対策の推進		内線番号	2842	
予算科目	会計	一般会計	事業期間	<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 H 27 年度~) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度(~)		
	款	08 土木費		根拠法令・条例等 空家等対策の推進に関する特別措置法		
	項	01 土木管理費				
	目	02 建築指導費				
評価区分	標準評価	評価対象	1次評価	関連計画	特になし	

2. 事務事業の概要・目的・指標 <Do>

(1) 事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細を記述)

「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)」に基づき、放置されている空き家の所有者等に適切な措置を促すなど、空き家に対する施策を推進する。
 具体的には、地域から通報のあった保安上の支障がある空き家のほか、平成25年の調査で把握できた空き家の中から観光アクセス道路沿いに立地するものなどを優先して詳細調査を行い、空家法に沿って所有者等を特定し、指導等により、適切な措置を促す。
 また、空き家の活用などの施策については、他の部局を含めた全庁的な取り組みが必要であることから、庁内連絡会を開催し総合調整や情報共有を行い、必要に応じて外部委員による空家等対策協議会の協議を経ながら、総合的かつ計画的な推進を図る。

① 活動指標 (事務事業の活動量)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア 指導等を行った件数	件	23	30	51	30	30
イ						
ウ						

(2) 事務事業の目的

② 対象 (誰、何を対象にしているのか)	③ 対象指標 (左記②対象の大きさを表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (見込)	31年度 (実績)	31年度 (見込)	2020年度 (見込)
ア 特定空家	特定空家の件数	件	18	5	20	25	25
イ							
ウ							

④ 意図 (②対象をどうしたいのか)	⑤ 成果指標 (左記④意図の達成度を表す指標)	単位	29年度 (実績)	30年度 (目標)	31年度 (実績)	31年度 (目標)	2020年度 (目標)
ア 特定空家の所有者への指導	指導等を行った件数	件	18.0	10.0	2.0	5.0	5.0
イ							
ウ							

(3) 総合計画との関係

⑥ 基本事業の目的、取組方針(総合計画より)

危険廃屋の解体撤去に関する補助制度の周知を強化し、危険廃屋の撤去を促進し、周辺住民の安全を確保します。
 また、空き家バンク制度の充実を図り、所有者への活用促進と、必要とする方々への情報提供を行い、空き家の有効活用を推進します。
 さらに、管理不全の空き家の所有者に対する指導等を実施することで、適正な管理を促します。

3. 事務事業の環境変化・市民意見等
 (法改正や事業を取り巻く環境変化、市民や議会などからの意見等)

各地域から提出される地域まちづくり実施計画に係るヒアリングのほか、個別の通報を通じて、地域や市民から老朽危険空き家の対策を求める声が増加している。また、市議会でも利活用を含めた総合的な空き家対策を求める議論がなされている。

4. 事業費の推移		単位	29年度 (決算)	30年度 (予算)	31年度 (決算)	31年度 (予算)	2020年度 (計画)	
事業費	投入量	国庫支出金	千円	0	0	0	400	500
		県支出金	千円	0	0	0	0	0
		地方債	千円	0	0	0	0	0
		その他	千円	0	0	0	0	0
		一般財源	千円	74	171	222	660	853
		事業費	千円	74	171	222	1,060	1,353

5. 平成30年度の実績及び成果

(1) 平成30年度の実績(取組) <取組内容を数値等により具体的に記載>	(2) 平成30年度の成果 <左記の実績(取組)による成果を記載>
<ul style="list-style-type: none"> 空家等対策協議会を計1回開催し、空家の指導等について協議を行った。 市民からの相談・通報等に応じ41件の空き家の現地調査等を実施し、倒壊のおそれが高い1件の空き家について法に基づく指導等を行った。 昨年までに指導等をした空き家について、現状確認などのフォローアップを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 協議会より空家減少に繋がる対策に関する情報の提供を得ることが出来た。 所有者等に対して意向調査や指導などを通して、所有者等への意識啓発が図られたことにより、一部については自発的な除却等の措置が図られた。 フォローアップを実施したことで、23件の改善等の措置がなされた。

事務事業 コード	0108010202040401	事務 事業名	空家等対策事業	担当部	建設部
				担当課	建築指導課

6. 振り返り <SEE(Check)>		理由
A 目的 妥当性	① この事務事業の目的は、基本事業の意図に結びついていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 結びついている <input type="checkbox"/> 間接的に結びついている <input type="checkbox"/> 結びついていない	倒壊等のおそれのある適切に管理のされていない状況にある特定空家の所有者に対し、指導・勧告等を行うで危険な空家等が減少する。
	② ・この事業をなぜ市が行わなければならないのですか？ ・税金を投入して達成する目的ですか？ <input checked="" type="checkbox"/> 妥当である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	空家等対策の推進に関する特別措置法律第4条に市町村の責務が規定されている。
	③ 成果が向上する余地(可能性)はありませんか？ <input type="checkbox"/> 向上する余地はかなりある <input checked="" type="checkbox"/> 向上する余地はある程度ある <input type="checkbox"/> 向上する余地はほとんどない	第一義的には空家等の所有者等に管理責任があることから、所有者等に対し根気強く指導等を行う。
B 有効性	④ 廃止・休止の影響はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 影響がある <input type="checkbox"/> 影響がほとんどない	廃止または休止することは、安心安全な地域形成に支障が生じる。
	⑤ 類似の目的(対象・意図)又は形態(イベントや啓発等)を持つ他の事務事業はありませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 類似の事業はない <input type="checkbox"/> 類似の事業はあるが、統合又は連携できない <input type="checkbox"/> 類似の事業があり、統合又は連携できる	類似事業がある場合の事務事業名等
	⑥ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、事業費を削減できませんか？ ・補助金など、交付先に働きかけて、市の負担を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	予算が事務費及び協議会運営費等、必要最小限の予算であるため、これ以上の削減はできない。
C 効率性	⑦ ・事務事業の手段(やり方)を工夫することで、人件費(延べ業務時間)を削減できませんか？ ・職員以外の対応や委託により人件費を削減できませんか？ <input checked="" type="checkbox"/> 削減できない <input type="checkbox"/> 削減できる	取り扱う情報が個人情報であることから委託は難しく、空家は今後も増加する傾向にあることから、作業量も増加することが予想され、これ以上の削減はできない。
	⑧ 事務事業の内容が一部の受益者に偏っていませんか？ また、受益者負担の公平性が確保されていますか？ <input checked="" type="checkbox"/> 公平・公正である <input type="checkbox"/> 見直す必要がある	指導等の対象となる倒壊の恐れのある特定空家について、判断基準を定めており公平公正である。

7. 1次評価結果 <PLAN(Action - Plan)> (組織決定)		【参考】前年度の改革改善の方向性					
		継続					
(1) 2020年度の事務事業の改革改善の方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 平成31年度の改革改善の内容(取り組むべき課題)	○						
(3) 2020年度の方向性(具体的な取組)							

8. 2次評価結果 (担当部長評価)		評価者	部局				
(1) 事務事業の改革改善方向性	継続	やり方改善	事業拡充	連携	統合	休止	廃止
(2) 総評							

